

町内小・中学校通学区域制度の弾力的運用

児童・生徒が就学する小・中学校は、町教育委員会で定めた通学区域に基づき就学学校を指定しています。

しかし、特別な事情があり、指定された小・中学校への就学が困難な場合、教育委員会へ申請すると、就学学校の変更が認められることがあります。就学学校の変更の許可事由は次のとおりです。

なお、申請時期は次の変更事由が発生するときで、内容により別に定める書類の提出を求める場合があります。

1、転居による場合

① 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

② 近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

③ 住居の建て替え等により一時的に転居し、引き続き前学校に通学を希望するとき。

2、家庭環境による場合

① 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等のある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

② 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいったん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等のある住所地の就学学校へ通学を希望するとき。

③ 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地の

ある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

3、教育的配慮による場合

児童・生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

4、その他

① 健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかなき。

② 兄および姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③ 就学学校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通学する中学校への進学を希望するとき。

※通学については、保護者が責任をもって送迎することになります。

問合せ

教育委員会 ☎47-8005



地域包括支援センターです

■ 問合せ 地域包括支援センター ☎ 47-8009
 地域包括サブセンター(今庄) ☎ 45-1170
 地域包括サブセンター(河野) ☎ 48-2260

介護予防の取り組みを紹介します

はじはじチャレンジ教室

明るく楽しい先生を中心に、認知症予防のゲームや家でもできる体操のほか、栄養の取り方や飲み込み体操など、仲間同士で楽しみながら取り組んでいます。

参加された方からの声

- ・人づきあいが苦手でしたが、参加者の皆さんと少しずつ言葉を交わすようになり、今では集みや地区のサロンに出かけるようになりました。
- ・体力がついて、食事もおいしく食べられるようになりました。
- ・習った体操を家族や知人に教え、一緒にテレビ体操をするようになりました。
- ・日記をつけるようになり、頭の中がスッキリしてきました。

このほか、教室に参加された方は、身の周りの事が自分でできる期間が延び、要介護認定申請をされてもその介護度はおおむね軽くなっています。

はじはじチャレンジ教室

開催期間 平成26年12月から

回数 毎週木曜日午前中

全12回

場所 南条保健福祉センター

対象者

介護保険を利用していない65歳以上の方で、日常生活圏高齢者ニーズ調査や訪問等において生活機能低下のおそれがあるという結果が出た方

※申込制・初回の方優先

申込み・問合せ

地域包括支援センター ☎47-8009

ただ今、参加者募集中！
 送迎付き・無料です。冬季の体力維持に活用下さい！